



金沢市公報

第2584号

平成20年(2008年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●告示		○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための 介護予防を担当させる機関の指定について ()	6
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○介護保険法の規定による事業者の指定につ て (介護保険課)	7
○自転車等の撤去及び保管について ()	2	○市道の区域の変更について (道路管理課)	7
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課)	3	○道路の供用の開始について ()	7
○計量器の定期検査の実施について ()	4	●公告	
○証明書の交付等に係る事務の相互委託につ いて (市民課)	4	○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	8
○証明書の交付等に係る事務の相互委託の変 更について ()	5	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更に ついて ()	8
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のため の居宅介護を担当させる機関の指定につ いて (生活支援課)	6	●監査公表	
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のため の居宅介護及び介護予防を担当させる機関の 指定について ()	6	○監査公表 (第7号-第8号) (監査事務局)	8
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のため の居宅介護支援を担当させる機関の指定につ いて ()	6	●公営企業公告	
		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の 業の廃止について (企業総務課)	14
		○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しに ついて ()	14

告 示

●金沢市告示第100号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 134台

原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成20年3月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成20年4月11日から同年7月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第101号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	台数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	34台
	原動機付自転車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	9台
寺町1丁目地内	自 転 車	1台
野町4丁目地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	3台
小立野2丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	2台
田上町地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	2台
松村5丁目地内	自 転 車	1台
北塚東地内	自 転 車	1台
広岡3丁目地内	自 転 車	1台

長田町地内	自 転 車	2 台
千木町地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	3 台
小金町地内	自 転 車	2 台
大樋町地内	自 転 車	1 台
岸川町地内	自 転 車	1 台

2 自転車等を撤去した日

平成20年3月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成20年4月11日から同年10月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
夕日寺町町会	代表者の氏名及び住所	石村 昭一 金沢市夕日寺町ニ56番地	尾西 義一 金沢市夕日寺町ホ139番地	平成20年3月16日
米丸町親和会	代表者の氏名及び住所	高山 哲夫 金沢市米丸町64番地	干場 剛 金沢市米丸町26番地	平成20年3月22日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	大瀬 康寛 金沢市千田町ロ6番地5	池森 十一 金沢市千田町イ51番地5	平成20年3月23日
八日市第2町会	代表者の氏名及び住所	朝井 明生 金沢市八日市2丁目342番地	柴田 修一 金沢市八日市2丁目253番地4	平成20年4月1日
銚子町町会	代表者の氏名及び住所	池田 誠二 金沢市銚子町イ68番地1	中島 義雄 金沢市銚子町ト246番地	平成20年4月1日
錦水会	代表者の氏名及び住所	曾山 俊 金沢市元町2丁目18番12号	村井 剛 金沢市小橋町13番4号	平成20年4月1日
寿町会	代表者の氏名及び住所	西村 英夫 金沢市長土堀3丁目17番24号	黒田 敏明 金沢市長土堀2丁目14番2号	平成20年4月1日
八日市第一町会	代表者の氏名及び住所	津田 美広 金沢市八日市2丁目612番地	鷲田 寿郎 金沢市八日市1丁目158番地	平成20年4月1日
額新保3丁目町会	事務所の所在地	金沢市額新保3丁目62番地	金沢市額新保3丁目142番地1	平成20年4月1日
	代表者の氏名及び住所	浜本 英信 金沢市額新保3丁目62番地	蓮井 芳昭 金沢市額新保3丁目142番地1	平成20年4月1日
上中町会	事務所の所在地	金沢市上中町ニ81番地甲	金沢市上中町ニ2番地5	平成20年4月1日
	代表者の氏名及び住所	大橋 誠一 金沢市上中町ニ81番地甲	山本 茂樹 金沢市上中町ニ2番地5	平成20年4月1日
蓮如町町会	事務所の所在地	金沢市蓮如町ハ4番地1	金沢市蓮如町ハ10番地	平成20年4月1日
	代表者の氏名及び住所	木村 義一 金沢市蓮如町ハ4番地1	木村 勝栄 金沢市蓮如町ハ10番地	平成20年4月1日

●金沢市告示第103号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 定期検査を行う区域

泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、野町小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、弥生小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成20年5月11日から平成21年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、証明書の交付等に係る事務（以下「事務」という。）を相互に委託するので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 事務を相互に委託する年月日

平成20年8月1日

2 本市と事務を相互に委託する市名

小松市、加賀市及び能美市

3 相互委託に関する規約

証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 金沢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。

(1) 甲の住民が乙において、又は乙の住民が甲において行う次に掲げる証明書等の交付の請求の受付及び交付

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 印鑑登録証明書

ウ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定による登録が行われていることを証する登録原票記載事項証明書

(2) 甲の区域内に本籍を定める者が乙において、又は乙の区域内に本籍を定める者が甲において行う次に掲げる証明書等の交付の請求の受付及び交付

ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

イ 身分証明書

ウ 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項に規定する磁器ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

(3) 前2号に関連する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、事務を委託する市（以下「委託市」という。）の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、事務の委託を受ける市（以下「受託市」という。）の負担とする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、受託市の収入とする。

(経費の精算)

第5条 受託市は、前条の収入の額が第3条の経費の額を超えるときは、甲乙双方の長が協議して定める金額を委託市に納付するものとする。

(予算の計上)

第6条 受託市の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 受託市の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲乙双方の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定等の場合の措置)

第9条 委託市の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の制定、改正又は廃止をしたときは、直ちにその旨を受託市の長に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙双方の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日がこの規約の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第1条第2号アの規定の適用については、同ア中「第20条第1項」とあるのは「第20条」とし、戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日がこの規約の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第1条第2号ウの規定の適用については、同ウ中「第120条第1項」とあるのは「第117条の4第1項」とする。

●金沢市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、証明書の交付等に係る事務（以下「事務」という。）の相互委託について、委託した事務を変更するので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 変更する年月日
平成20年5月1日
- 2 変更する相互委託
 - (1) 金沢市と川北町、野々市町、津幡町及び内灘町との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成13年告示第58号）
 - (2) 金沢市とかほく市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成16年告示第40号）
 - (3) 金沢市と白山市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成17年告示第16号）
- 3 相互委託の変更に関する規約
証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する規約
証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。
第1条第2号ア中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同号ウ中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改める。

附 則

この規約は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条第2号アの変更規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日
- (2) 第1条第2号ウの変更規定 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日

●金沢市告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 北伸福社会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ5 番地	社会福祉法人 北伸福社会 デイサービスセンター朱鷺の苑二塚	金沢市北塚町西 475番地	平成20年3月1日

●金沢市告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 中央福社会 理事長 北元 喜洋	金沢市鞍月東1丁 目19番地	デイサービスみらい・太陽丘	金沢市太陽が丘3 丁目1番地1	平成20年3月1日

●金沢市告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 中央福社会 理事長 北元 喜洋	金沢市鞍月東1丁 目19番地	中央福社会 居宅介護支援事業所	金沢市太陽が丘3 丁目1番地1	平成20年3月1日

●金沢市告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 北伸福社会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ5 番地	社会福祉法人 北伸福社会 介護予防デイサービスセンター朱鷺の苑二塚	金沢市北塚町西 475番地	平成20年3月1日

●金沢市告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指 定 年月日	サービスの種類	条件等
	名 称	所在地	名 称	主たる事務 所の所在地	代 表 者				
					氏名	住 所			
1790100083	グループ ホーム大 桑	金沢市大 桑町9街 区13番地 2	有限会社 ドリーム 二十一	金沢市岸 川町に20 番地	石林 爾郎	金沢市山 の上町1 番28号	平成20年 4月1日	認知症対応型共同 生活介護、介護予 防認知症対応型共 同生活介護	

●金沢市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般 市道	準 幹 線 510 号 野 町 ・ 泉 野 線	泉 野 町 2 丁 目 262 番 1 先から	旧	4.8 ~ 4.9	25
		泉 野 町 2 丁 目 262 番 3 先まで	新	5.4 ~ 5.5	25
一般 市道	長土堀3丁目線 12号	長 土 堀 3 丁 目 78 番 先から	旧	3.7 ~ 4.2	54
		長 土 堀 3 丁 目 85 番 1 先まで	新	5.0	54
一般 市道	長土堀3丁目線 28号	長 土 堀 3 丁 目 96 番 先から	旧	4.1	43
		長 土 堀 3 丁 目 91 番 先まで	新	6.0	43
一般 市道	泉野町2丁目線 4号	泉 野 町 2 丁 目 262 番 1 先から	旧	3.6	27
		泉 野 町 2 丁 目 262 番 4 先まで	新	5.0	27
一般 市道	緑 が 丘 線 14号	緑 が 丘 77 番 7 先から	旧	4.0	15
		緑 が 丘 77 番 8 先まで	新	5.0	15
一般 市道	緑 が 丘 線 15号	緑 が 丘 77 番 1 先から	旧	4.3	15
		緑 が 丘 77 番 3 先まで	新	5.2	15

●金沢市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
準 幹 線 510 号 野 町 ・ 泉 野 線	泉 野 町 2 丁 目 262 番 1 先から	平成20年4月11日
	泉 野 町 2 丁 目 262 番 3 先まで	
長土堀3丁目線 12号	長 土 堀 3 丁 目 78 番 先から	〃
	長 土 堀 3 丁 目 85 番 1 先まで	

長土堀3丁目線 28号	長土堀3丁目 長土堀3丁目	96番 先から 91番 先まで	〃
泉野町2丁目線 4号	泉野町2丁目 泉野町2丁目	262番1 先から 262番4 先まで	〃
緑が丘線 14号	緑が丘 緑が丘	77番7 先から 77番8 先まで	〃
緑が丘線 15号	緑が丘 緑が丘	77番1 先から 77番3 先まで	〃

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
2	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	平成20年4月1日
6	株式会社北陸小松サービス	金沢市長田本町チ15番地1	平成20年4月1日
17	有限会社加賀商工	金沢市栗崎町ホ110番地35	平成20年4月1日
21	株式会社オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地	平成20年4月1日
28	株式会社クオードコーポレーション	福井県福井市中荒井町第5号5番地	平成20年4月1日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年4月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
28	株式会社クオードコーポレーション	福井県福井市中荒井町第5号5番地	平成20年3月13日
64	株式会社ネオ金沢	金沢市八田町東1409番地	平成20年3月27日

監 査 公 表

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年4月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

1 定期監査（財務事務監査）

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月14日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年2月13日（平成19年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>傷害保険の契約について、特定随意契約を行っているが、競争原理を働かせる必要がある。</p>	<p>地域と共に「わく・ワーク体験」事業傷害・賠償等保険料については、平成19年6月13日付けで、指名競争入札を実施した。</p> <p>また、学校安全協力員傷害保険料については、制度改編により教育総務課の所管となったが、複数の保険制度を検討の上、他に比して著しく有利な保険制度へ変更を行っている。</p> <p>今後とも、適正な予算執行に努めていきたい。</p>

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年4月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

1 包括外部監査

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局企画調整課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・国際機関等との連携による国際協力方策等調査事業補助金 意見 市民への研究、及びその成果に関する情報発信を積極的に行わせるべきである。</p>	<p>平成19年度においては、研究及び成果に関する情報発信のためのセミナー等について、市広報を活用した参加募集を行い、週末の開催に見直したことから、市民の参加者数を増加させることができた。加えて、金沢市や県外で開催される他のシンポジウムやフォーラムへ参加し、研究及び成果を発表するなど、積極的に情報発信を行った。</p>

（その2）

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局圏域交流課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・金福ゆかりの集い助成費 指摘事項 長期に亘り継続されてきた、こうしたイベントの補助については、補助事業の内容を見直すか或いは廃止・縮</p>	<p>交流会の経費や運営について見直しを図ることで、補助金額を縮減するとともに、新たに、会員の増加やネッ</p>

減を検討すべきである。

トワークの拡大と年間を通じた交流を目的とした、両市ゆかりの地を巡る探訪ツアーを開催するなど、事業内容を見直した。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局商業振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・商店街振興イベント事業費補助 指摘事項 補助金が固定化しており補助目的の達成可能性に疑問がある。</p> <p>・金沢商工会議所小規模事業費補助 指摘事項 金沢商工会議所全体では大幅な収支黒字であり、補助金の必要性を再検討すべきである。 意見 補助対象を明確化し、市単独補助金としての算定方法や効果測定が必要である。</p> <p>・横安江町商店街まちなみ整備事業費補助 指摘事項 工事業者との契約価格が市の単価審査価格より高い傾向にある。</p> <p>・中心商店街賑わい創出事業費補助 意見 類似の補助金との関係を整理する必要がある。</p>	<p>本事業は、地域の消費者と商店街とを結ぶ重要な事業であり、これまでも見直しを行いながら、適正な執行に努めてきた。平成19年度においても、補助金が固定化しないよう「頑張りまっし商店街支援事業」、「地域商店街りくつな商店奨励事業」など事業の改編を行った。今後も、集客目標の設定及び達成状況の確認を行うなど、より効果的な事業が行われるよう補助事業者への指導に努めていく。</p> <p>当該事業は、本市経済を支える中小企業への経営や融資の相談業務を行っており、その結果として、中小企業の経営改善が行われることは、本市経済の活性化につながるものである。具体的には、融資制度の提案の際、本市制度融資の説明や紹介を行うとともに、県市協調制度である小口資金の申請の際には、受付から審査までを担当していることなどからも、補助金の必要性は高いものと認められた。平成19年度において、算定方法について検討を行ったが、中小企業相談所職員が兼務して様々な業務を行っていることから、特定の業務を補助対象にすることは難しく、また、他都市の状況についても調査を行ったところ、本市と同様の取扱いであった。引き続き、算定方法などについては検証し、適宜見直しに努めていく。</p> <p>当該事業は、平成18年度で完了しているが、これまで改装費等への補助については、市で単価審査を行い、事業者に審査価格を示すなど、適正な価格で事業が行われるよう指導してきた。今後も、数社から見積りを取るなど、適正な価格で契約するよう指導に努めていく。</p> <p>類似の「商店街ふれあい推進事業」と整理統合し、「商店街振興イベント事業」として中心市街地の定義を明確化し、要綱の整備を行った。</p>

<p>・貿易振興団体事業助成費 意見</p> <p>この補助金を市が交付することの必要性並びに事業そのものの枠組みを見直す必要がある。</p>	<p>日本貿易振興機構の地域拠点である貿易情報センターへの補助金については、今後、金沢港の大水深岸壁整備により、韓国・中国など海外との取引が活発化し、現地情報の迅速かつ正確な把握が求められることから、交付の必要性は高く、平成19年度においても、三つの補助事業を一つに統合し、事業費を削減するなどの見直しを行った。また、本市の負担割合についても、会員数、各種サービスの利用状況等を関係市町と比較するなどの検証も行っており、今後も見直しに努めていく。</p>
---	---

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局工業振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・国際化促進基盤強化助成費 意見</p> <p>財政的支援が必要とは考えにくい。</p>	<p>(社)石川県鉄工機電協会と協議の結果、助成費の終期を平成21年度とした。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局観光交流課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・金沢市観光協会助成費 意見</p> <p>金沢市観光協会の事務局員の構成を再考すべきである。</p>	<p>平成20年度から、金沢市観光協会に観光業界に精通する民間事業出身者を観光専門員として雇用することとした。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局労働政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助 意見</p> <p>補助金交付に関する金沢市独自の要綱等が何ら存在しない。</p>	<p>平成19年度から、国庫補助金交付要綱(中小企業勤労者福祉事業費補助金交付要綱)に基づき、市補助金を算定(国庫補助金と同額)しており、算定根拠を明確化した。</p>

<p>・金沢市シルバー人材センター運営費補助 意見 補助金交付に関する要綱等を整備すべきである。</p>	<p>国庫補助金交付要綱（高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱）等に基づき、市補助金を算定しており、算定根拠は明確化している。</p>
--	--

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民参画課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・グッドマナー推進費補助 意見 終期を設定し、市民活動としての自立を促す努力をすべきである。</p>	<p>美化重点自主活動事業として11団体に交付している補助金について、平成20年度に一部削減し、平成21年度には廃止する予定とするなど、自立に向けた改善を図っていく。</p>

(その8)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局健康推進部保健衛生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・休日保険薬局制度補助 意見 終期設定が必要である。</p>	<p>従来の歯科のみの応需体制への補助は、平成19年度で廃止する。 また、平成20年度からは、新たに医科の応需を実施するとともに、薬と薬局に関する広範な情報提供体制を整えるなど、サービスの向上と対応の強化を図った制度に見直すこととした。</p>

(その9)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・私立幼稚園就園奨励費 意見 保護者が早期に確実な減免を受けるようにする配慮が必要である。</p>	<p>平成19年度において、事務手続きを一部見直し、補助金の支給時期を12月末から11月末に1か月早めた。また、平成20年度以降、事務手続きの見直しをさらに進め、補助金の支給時期を10月末に早めるよう対応することとした。</p>

(その10)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校職員課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・教職員厚生協会補助 指摘事項 財団法人の収入による自主運営が可能と考えられる。</p>	<p>補助団体に対し、事業の削減や掛金の見直し計画の策定を求めた結果、自主運営が可能となるよう事業見直しを行うとの回答を得たため、平成20年度より補助金を廃止することとした。</p>

(その11)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年3月28日
 (2) 措置を講じた部局等 産業局農林部農業総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・競馬関連団体補助金 指摘事項 金沢競馬の存続には収支の改善が不可欠であるが、それが困難であれば廃止すべきである。</p> <p>・老朽溜池防災整備事業費 意見 集落協定地域の判定の時期にズレがある。</p> <p>・公共事業関連土地改良事業費 意見 迅速な効果測定が必要である。</p> <p>意見 補助事業者の他の補助金収入の状況を把握すべきである。</p>	<p>金沢競馬においては、平成18年12月の金沢競馬検討委員会からの最終提言に基づき、平成21年度までの3年以内の黒字化を目指して、経費の一層の削減や他地域の競馬場との連携強化をはじめとする各種振興策に取り組んでいるところである。</p> <p>なお、競馬関連団体補助金については、事務の簡素化の一環として平成19年度より石川県との競馬運営に係る共通経費負担金に相当額を含めることとし、補助金として直接負担することは廃止した。</p> <p>集落協定地域としての判定は、前年度の予算要望時でなく、予算執行年度において協定の受益地を確認することとし、年度間のズレを解消した。</p> <p>事業施行前の事前打合せ、及び施行終了直後の現地調査を新たに行うこととし、事業効果を綿密に把握するようにした。</p> <p>事業施行前の事前打合せの際に、事業者に対し他者からの補助の有無を確認することで状況把握に努めることにした。</p>

<p>・さつまいも貯蔵施設整備事業費 意見 補助金支出につき、石川県と公平な負担関係を構築することが必要である。</p>	<p>本事業は既に終了しているが、今後、広域的で県の補助が必要と認められる事業については、これまで同様に、市、国とともに県が、応分の負担をするように文書にて働きかけていく。</p>
--	--

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成20年4月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号 又は 法人名	所 在 地	取消年月日
428	株式会社 金子設備	小松市岩測町口230番地	平成20年3月31日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年4月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号 又は 法人名	所 在 地	取消年月日
69	越川設備工業	金沢市額乙丸町ニ238番地	平成20年3月21日
340	村井鉄工所	白山市辰巳町21番地	平成20年3月21日
155	フジ設備株式会社	金沢市西金沢4丁目521番地	平成20年3月24日
416	安田株式会社 金沢支店	金沢市松島1丁目39番地	平成20年3月25日
402	株式会社 金子設備	小松市岩測町口230番地	平成20年3月31日

◎正 誤

○平成20年4月9日付け金沢市公報号外第13号

頁	箇 所	誤	正
9	上から1行目	適正化えてを	適正化を

平成20年(2008年)4月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)4月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)